

1) 概要

- a. ライティングダクトとは、絶縁物によって支持された導体を金属製または合成樹脂製のダクトに収め、専用プラグによって照明器具やコンセントなどのダクトの任意の位置に取り付けられ 300V、定格電流 30A 以下の配線方式である。特に店舗やデパートの様式替えなどにおいて照明器具の位置を変更するときなどに多く採用される。
- b. 使用目的、施工場所および構造によって、固定 I 型、固定 II 型がある。

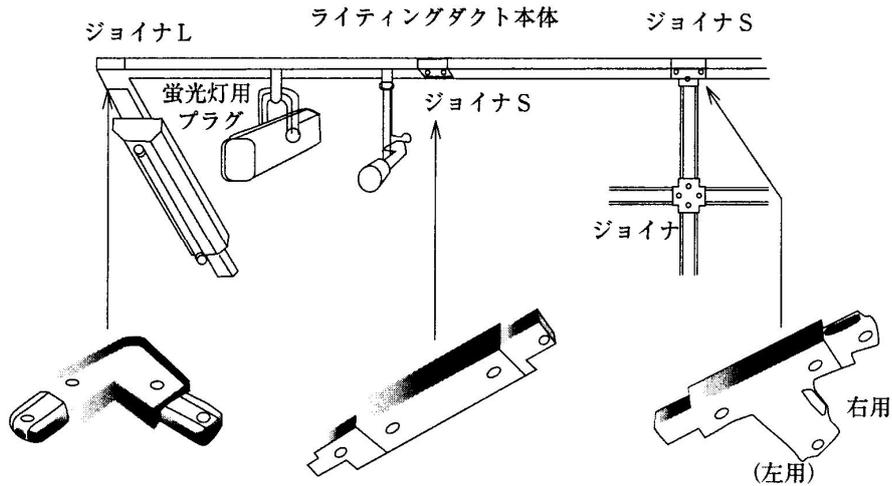


図 - 1 ライティングダクト固定 I 型の施工例および付属品 (天井面取付け)

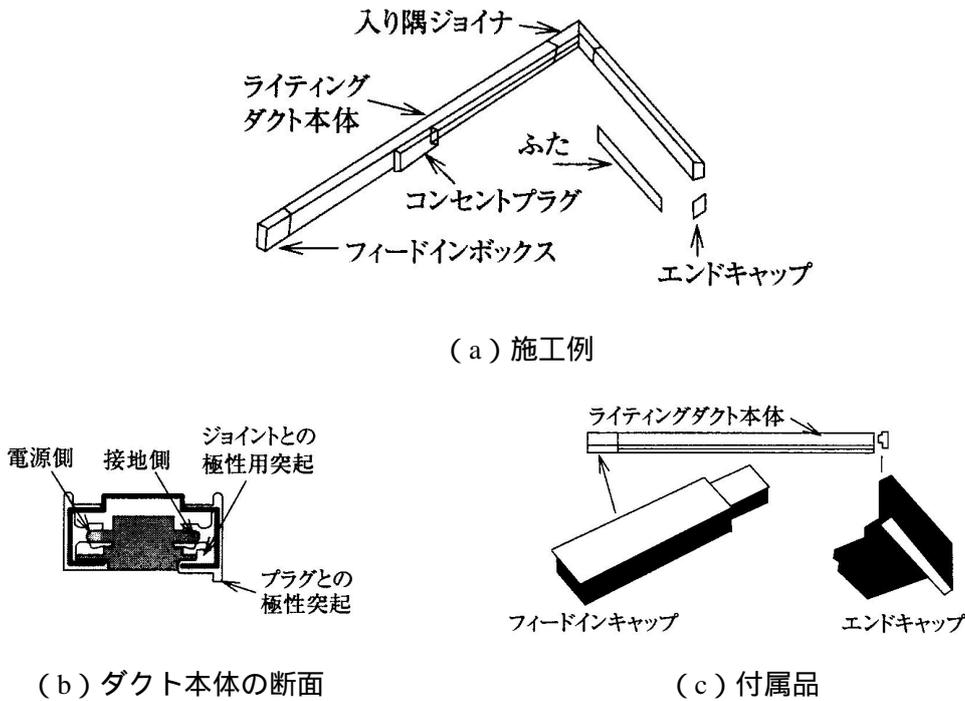


図 - 2 ライティングダクト固定 II 型の施工例およびその付属品 (壁面取付け)

## 2) 施工方法

- a .ライティングダクトは、屋内における乾燥した展開した場所や点検できる隠ぺい場所で使用し、造営材（床、壁、天井など）を貫通して施設することはできない。
- b .ダクトを造営材に支持する場合は、配線ダクト1本ごとに2箇所以上取り付け、支持点の間隔は2m以下とする。（図-3）
- c .配線ダクト本体の長さを取付け寸法に合わせ、加工しながらダクト相互の接続をジョイナを用いて行う。配線ダクトの切断を行う場合、金切り鋸で切断し、やすりで面取りを行う。（図-4）
- d .電源接続用フィードインキャップをダクト本体に取り付け、セットねじで締め付ける。その際、極性に注意する。（図-5）
- e .ダクトの終端部は充電部が露出するためエンドキャップで閉そくする。図-6のようにエンドキャップの取付けをする。
- f .配線ダクト開口部に、必要に応じてダクトカバーを取り付けて覆う。（図-7）
- g .ダクトの開口部は、下に向けて施設する。ただし、規定されているライティングダクトの固定型を使用する場合、または人が容易に触れるおそれがない場所において、ダクト内部にじんあいが侵入し難いように施設すれば、横向きに施設することができる。  
ダクトを人が容易に触れるおそれがある場所に施設するときは、電源側に漏電遮断器を施設しなければならない。
- h .ダクトにはD種接地工事を施す。ただし、合成樹脂その他の絶縁物で金属部分を被覆したダクト（例えば、固定型）を使用する場合、または対地電圧150V以下で、かつ長さが4m以下の場合、接地工事を省略することができる。

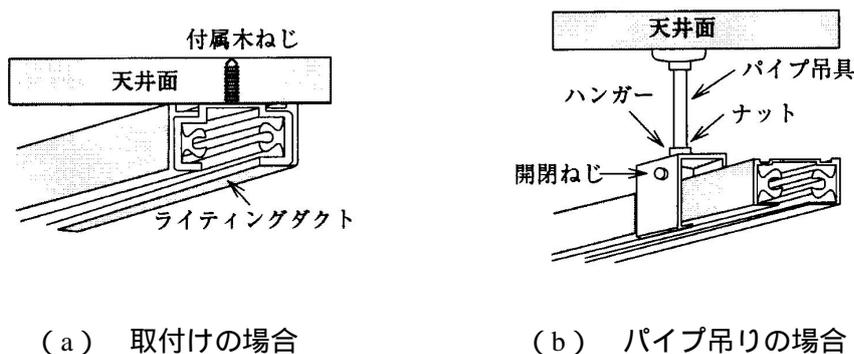


図-3 配線ダクトの取付け

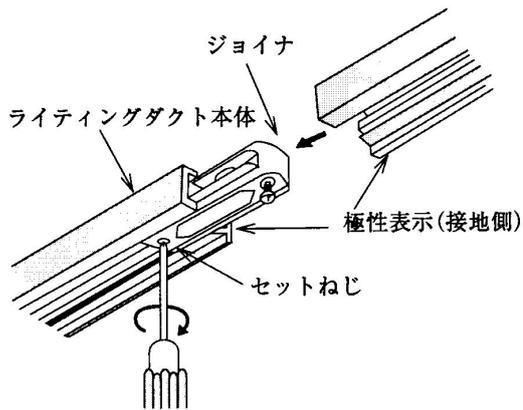


図 - 4 ダクト相互の接続

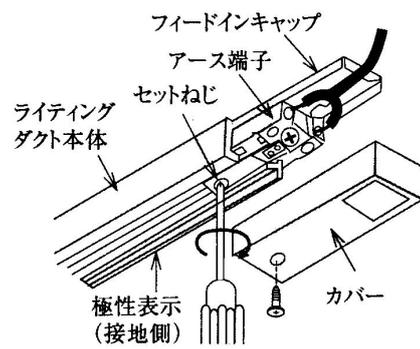


図 - 5 電源線接続用フィードインキャップの取付け

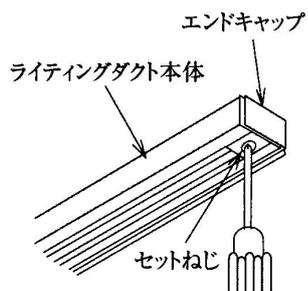


図 - 6 エンドキャップの取付け

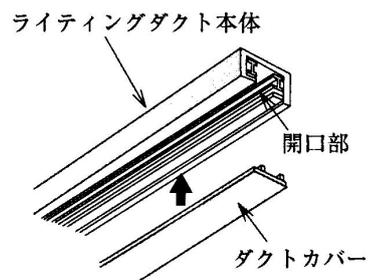


図 - 7 ダクトカバーの取付け